

第7章

計画の推進体制

（１）庁内連携体制の充実

子育て支援の取組は、庁内のあらゆる事業分野に関わっています。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分な連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育所、認定こども園や幼稚園での生活は、小学校以降の生活と学習の基盤となることから、それぞれの機関が柔軟にかつ十分に連携し、円滑な就学移行ができるよう支援します。

（２）様々な主体による推進体制づくり

子育て支援は保健、福祉、教育、医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、保健師、栄養士など、様々な専門職により支援が行われています。多様化する子育てニーズに適切に対応するためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。さらに、このような専門職だけではなく、地域における担い手の育成、確保も重要です。地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

（３）こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

こども基本法では、こどもが関わる幅広い分野の施策の推進において、こどもの意見を反映することが求められています。こども基本法に基づく本計画の推進に当たっても、こどもの意見聴取と施策反映を進めていく必要があります。こどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。

（４）計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進に当たっては、施策の推進状況等について、各年度において庁内で点検、評価を実施するとともに、「府中町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。